

くらしの豆知識 新型コロナに関するトラブルにご注意!

【事例1】 コロナ検査キットを購入したところ、検査キットには「研究用」と書かれていた。製造者に性能について問い合わせたが、混み合っていて電話に出ない。

【事例2】 体調不良を感じたため、ネットで見つけた業者に抗原検査キットを申し込んだ。3時間で配送、15分間で検出とうたっていたが、業者に確認したところ、発送は9日後になり、解約は受け付けないと言われた。

家庭などにおいて、体調が気になる場合に自主検査を行い、医療機関の受診につなげるため、薬局などで抗原検査キットが販売されています。国の承認を受けた医療用の抗原検査キットは「体外診断用医薬品」と表示されていますが、「研究用」と称される抗原検査キットは、性能などが確認されたものではなく注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

- ①抗原検査キットは体調などが気になる場合に、セルフチェックとして使用するものです。
 - ②抗原検査キットは「体外診断用医薬品」を購入・使用しましょう。
 - ③商品の注意書、使用方法などをよく確認しましょう。
 - ④ネット通販で購入する際は、広告に偽りがある、商品を送ってこない、連絡が取れないなどの悪質な業者と取引しないよう、注文前に事業者情報をしっかり確認しましょう。
 - ⑤抗原検査キットを使用し、陽性の結果が出た場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。受診する場合は、まずはかかりつけ医や身近な医療機関、「受診・相談センター」に電話で相談しましょう。
 - ⑥困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

住宅を手放さず債務整理をする方法

質問 住宅ローンを含む借金が多額となっしまい、このまま弁済を続けていくことはできません。一方で、家族と一緒に住んでいる自宅を手放したくありません。現在は、個人事業主として働いているのですが、自宅を残したまま債務整理をすることは可能でしょうか。

回答 住宅を手放さず、債務を減額することができる裁判上の手続きとして、個人再生という手続きがあります。債務を減額するためには、裁判所に申し立てたうえで、弁済計画(再生計画)の認可を得た後に、その弁済計画(再生計画)に基づき弁済を行っていくなど一定の手続きが必要です。このように個人再生は、一定の金額を返済していく必要があることから、個人事業主の場合、その事業に、事業者の生活費および今後の弁済原資を確保し得るだけの収益が見込まれることが必要になります。

個人再生により減額できる債務の金額は、債務の額や債務者が持っているすべての財産を処分した場合に得られる金額によって決まります。例えば、住宅ローンが3,000万円、その他金融会社からの借入金が700万円残っており、自宅の価値が2,000万円(いわゆるオーバーローン)、その他の財産を処分した場合に得られる金額が計80万円という場合、借入金700万円の5分の1である140万円が個人再生手続きにおいて返済しなければならない最低の額となり(住宅ローンは除く)、最大で560万円を減額することができます。住宅を残す形の個人再生の場合、住宅ローンは減額の対象とはなりません。住宅ローンの支払い方法については、一概には言えませんが、従来の約定どおりに住宅ローンの支払いを継続する方法や約定の支払期限をリスケジュールしたうえで支払っていく方法などがあります。

個人再生の他にも債権者と個別に交渉を行っていく裁判外の手続きもあります。借金問題については弁護士に相談し、ご自身にあった方法を選択しましょう。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 久保美希(弁護士)

6月各種無料相談
☎996-2111

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



①法律相談 問秘書広報課 ☎373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
※2日前の水曜日午前9時から電話予約
日毎週金曜日 午後1時20分~4時
場市民相談室 定8人(電話による事前予約制)

②税理士相談 問秘書広報課 ☎373
相続税など税金全般についての相談
※2週間前の月曜日午前9時から電話予約
日6月6日(月) 午後1時~4時
場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)

③不動産相談 問秘書広報課 ☎373
マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
日6月13日(月) 午後1時~4時
6月27日(月) 午前9時~正午
場市民相談室

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
日6月8日(水) 午後1時30分~3時30分
場市民相談室

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎373
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談
日6月20日(月) 午後1時~4時
場市民相談室

⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約
日6月16日(木) 午後1時~4時
場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)

⑦DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑧女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)
日毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分
場駅前出張所内相談室 定4人(電話による事前予約制)

⑨人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応)
日6月9日(水) 午後1時~4時
場市民相談室

⑩心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
日6月1日(水)・15日(水) 午後1時~4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑪生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑫こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
日6月6日(月) 午後1時~2時30分
場保健センター 定2人(電話による事前予約制)

⑬消費生活相談 問商工観光課 ☎336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
場消費生活センター ※受付は商工観光課

⑭内職相談 問商工観光課 ☎274
内職の求人、求職のあせせん、および相談(内職相談員が対応)
日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分
場市民相談室

⑮若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
日6月1日(水)・15日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時
場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(電話による事前予約制)

⑯教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時
場教育相談所(八條小学校西隣)

⑰家庭児童相談 問子育て支援課 ☎472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時
場家庭児童相談室

⑱子育てコーディネーター 問子育てほっとステーション ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑲休日・夜間納税相談 問納税課 ☎330
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします
日6月5日(日) 午前9時~午後4時
毎週木曜日 午後5時15分~7時
場納税課